

蒲郡市公正入札調査委員会設置要綱

(趣旨等)

第1条 市が発注する建設工事の請負、業務の委託、物品の買入れその他（以下「建設工事等」という。）の契約に係る入札の適正を図り、公正な入札を妨げる恐れのある情報（以下「入札談合情報」という。）に対して的確な対応を行うため、蒲郡市公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 調査委員会は、次の項目について審議を行うものとする。

- (1) 入札談合情報の判定
- (2) 入札参加者等に対する事情聴取
- (3) 入札の延期又は中止
- (4) 入札の決定及び無効
- (5) 契約の締結及び解除

(構成)

第3条 調査委員会は、資格審査会の構成員をもって構成するものとする。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができる。
- 5 調査委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係する市の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の結果)

第6条 委員長は、調査委員会で決定した事項のうち重要なものについて、市長に報告するものとする。

(事務局)

第7条 調査委員会の事務局は、総務部契約検査課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は調査委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 「蒲郡市公正入札調査委員会設置要領」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。